情報公開

＊　定款

＊　役員名簿･会員数

＊　事業報告

＊　貸借対照表

＊　令和６年度正味財産増減計算書

＊　財務諸表に対する注記

＊　事業計画書

＊　令和７年度正味財産増減予算書

令和７年６月現在

一般社団法人　西新井法人会

定　　款

令和７年６月現在

一般社団法人　西新井法人会

一 般 社 団 法 人　西 新 井 法 人 会　定 款

第 1 章　　総　　則

（名 称）

第１条 この法人は、一般社団法人西新井法人会（以下「本会」という）と称する。

（事務所）

第２条 本会の主たる事務所は、東京都足立区に置く。

第 2 章　　目的及び事業

（目 的）

第３条 本会は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

（事 業）

第４条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業及び活動を行う。

（１） 税知識の普及を目的とする事業

（２） 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

（３） 地域企業の健全な発展に資する事業

（４） 地域社会への貢献を目的とする事業

（５） 会員の交流に資するための事業

（６） 会員の福利厚生等に資する事業

（７） その他本会の目的を達成するために必要な事業

２ 前項の事業は、おもに西新井税務署管内において行うものとする。

第３章　　会　　員

（会 員）

第５条 本会の会員は、西新井税務署管内に所在する法人、法人の事務所又は個人で、本会の目的及び事業に賛同して入会した者とする。

２ 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（入 会）

第６条 本会に入会しようとする者は、理事会において別に定める所定の申込手続により入会することができる。

（会員の権利義務）

第７条 会員は、本会の事業活動につき、この定款及び総会の決議に従う義務を負うものとする。

（資格の喪失）

第８条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を失う。

（１）正当な理由がなく会費を２年以上滞納したとき

（２）退会

（３）解散又は事務所の閉鎖

（４）死亡

（５）除名

（６）総会員の同意があったとき

（退 会）

第９条 本会を退会しようとする者は、理事会において別に定める所定の退会手続により、任意にいつでも退会することができる。

（除 名）

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

（１）本会の定款又は規則に違反したとき

（２）本会の名誉を毀損し又は本会の目的に反する行為があったとき

（３）その他除名すべき正当な事由があるとき

（会 費）

第11条 会員は、総会において別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

２ 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

（会員名簿）

第12条 本会は、理事会において別に定める様式により会員名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

２ 前項の会員名簿は、会員に異動を生じた都度、これを訂正するものとする。

第４章　総　会

（種類及び構成）

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、いずれも会員の全員をもって構成する。

２ 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

（権 限）

第14条 総会は、次の事項を決議する。

（１）会員の除名

（２）理事及び監事の選任又は解任

（３）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

（４）定款の変更

（５）解散及び残余財産の処分

（６）その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

（開 催）

第15条 定時総会は、毎年１回事業年度終了後３箇月以内に開催する。

２ 臨時総会は、必要に応じて随時開催する。

（招 集）

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

２ 総会員の議決権の５分の１以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

３ 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の２週間前までに通知しなければならない。

（議 長）

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

（議決権）

第18条 総会における議決権は、会員１名につき１個とする。

（決 議）

第19条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

２ 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（１）会員の除名

（２）監事の解任

（３）定款の変更

（４）解散

（５）その他法令で定められた事項

（書面表決等）

第20条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2　前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

3　理事又は会員が総会の決議の目的である事項について提案した場合に、その提案について会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第21条　総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事のうちから選出した議事録署名人２名が署名又は記名押印しなければならない。

第５章　　役員等

（種類及び定数）

第22条　本会に次の役員を置く。

（１）理事　３５名以上７０名以内

（２）監事　３名以内

2　理事のうち、１名を会長、１０名以内を副会長とし、２０名以内を常任理事とすることができる。

3　前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第９１条第１項第２号に規定する業務執行理事とする。

（選任等）

第23条　理事及び監事は、総会においてこれを選任する。

2　会長、副会長及び常任理事は、理事会の決議に基づきこれを選定する。

（理事の職務権限）

第24条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を総括執行する。

3　副会長は会長を補佐して本会の業務を執行する。また、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。

4　会長、副会長は、事業年度毎に４箇月を越える間隔で２回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務権限）

第25条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）

第26条　役員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　補欠のため選任された役員の任期は、前項の規定に関わらず、前任者の残任期間とする。

3　役員は、第２２条に定める定数に足りなくなる時は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その権利義務を有する。

（解　任）

第27条　理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。

（報酬等）

第28条　役員は無報酬とする。

2　役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

（責任の免除）

第29条　この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１１条第１項の役員の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

（顧問及び相談役）

第30条 本会に、任意の機関として、若干名の顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会において選任又は解任する。

3 顧問及び相談役は、本会の業務執行上の重要な事項について会長の諮問に応じ、会長に対して意見を述べることができる。

4 顧問及び相談役は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第 6 章　理 事 会

（構 成）

第31条 本会に理事会を置き、理事の全員をもって構成する。

（権 限）

第32条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか次の事項を決議する。

（１）本会の業務の執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）会長、副会長及び常任理事の選定及び解職

（招 集）

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

（議 長）

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

（決 議）

第35条 理事会の議事は、この定款に別に定めるものを除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第36条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び出席した監事が署名又は記名押印しなければならない。

第７章　　正副会長会及び常任理事会

（正副会長会）

第37条　正副会長会は、会長及び副会長をもって構成する。

2　正副会長会は、役員人事その他本会の運営に関する重要事項について審議し、理事会に参考意見を表明する。

3　正副会長会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

（常任理事会）

第38条　常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成する。

2　常任理事会は、本会の運営に関する事項のうち、理事会の決議により付議された事項について審議し、理事会に参考意見を表明する。

3　常任理事会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

第８章　　委員会等

（委員会）

第39条　本会の事業を推進するため、任意の機関として、理事会の決議により委員会を設けることができる。

2　委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

（部　会）

第40条　本会の事業を推進するため、任意の機関として、理事会の決議により部会を設けることができる。

2　部会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

（ブロック及び支部）

第41条　本会は、事業の円滑な推進を図るため、任意の機関として、理事会の決議によりブロック及び支部を設けることができる。

2　ブロック及び支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

第９章　　事務局

（事務局）

第42条　本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3　重要な職員は、理事会の決議に基づき会長がこれを任免する。

4　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

第１０章　　資産及び会計

（事業年度）

第43条　本会の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（剰余金の処分）

第44条 本会は剰余金の分配を行わない。

（事業計画及び収支予算）

第45条 本会の事業計画書、収支予算書については、事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けねばならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度の終了までの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第46条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）損益計算書（正味財産増減計算書）

（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（６）財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第１項の書類及び監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第１１章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解　散）

第48条　本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の処分）

第49条　本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第　１　２　章　　公告の方法

（公　告）

第50条　本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

附　　則

１　　この定款は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

２　　本会の最初の代表理事は堀口 宗弘とする。

３　　一般社団及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条１項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立登記を行ったときは、第４３条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

一般社団法人西新井法人会　本部役員名簿

令和 7年6月現在

正副会長	横瀬幸弘	会長
	木本髙一朗	総・財・社担当副会長
	元井一壽	組織担当副会長
	岩野亮一	組織担当副会長
	渡邉　浩	広・厚・青担当副会長
	松崎顕治	税研・源担当副会長
	小泉公男	サ事・女担当副会長
常任理事	吉田則行	総務委員長
	池田達也	財務委員長
	東海林利男	第1組織委員長
	田中正憲	第2組織委員長
	岩田幹生	第3組織委員長
	小林和子	第4組織委員長
	飛田恒夫	第5組織委員長
	影山幸一郎	第6組織委員長
	櫻井要一郎	第7組織委員長
	諏訪法和	第8組織委員長
	山﨑純德	税制研修委員長
	市川貞弘	広報委員長
	橋本雅克	厚生委員長
	野口松一郎	サービス事業委員長
	髙橋康文	社会貢献委員長
	小林　満	源泉部会長
	鈴島健司	青年部会長
	梶　千草	女性部会長
理事	村上文教	舎人支部長
	福田義和	入谷支部長
	井出欽一	北足立市場支部長
	前田典彦	古千谷伊興支部長
	湯川裕明	伊興第一支部長
	大田晃司	伊興第二支部長
	北澤敏博	西新井第一支部長
	髙橋大介	西新井第二支部長
	飯田浩之	栗原栄町支部長
	名取鉄朗	島根栗原支部長
	柳川夕耶	加賀鹿浜支部長
	佐藤正雄	谷在家皿沼支部長
	鈴木健治	鹿浜支部長
	林　俊二	堀之内椿江北支部長
	船木佳昭	扇支部長
	江川英明	江北支部長
	牧野正明	本木支部長
	堤　貴央	関原支部長
	池田榮吉	西新井本町支部長
	石鍋信雄	興野支部長
	冨岡眞一	梅島支部長
	吉田誠一	梅田第一支部長
	松本一郎	梅田第二支部長
	大塚　要	新田支部長
	坂田和夫	宮城支部長
	渡部淳一	小台支部長
	小倉哲也	総務副委員長
	清水　篤	財務副委員長
	青木崇憲	税制研修副委員長
	大塚光智	広報副委員長
	浅香守弘	厚生副委員長
	高際和夫	サービス事業副委員長
	後藤昭仁	社会貢献副委員長
	跡部和巳	源泉副部会長
	堀口泰佑	青年副部会長
	宮地信江	女性副部会長
監事	小川節子	監事
	齋藤　正	監事
	松岡隆司	監事

※当会役員は全員、非常勤です。尚、国家公務員出身者はおりません。

一般社団法人　西新井法人会　会員数

令和７年５月３０日時点　５，１８１社

令和６年度　事業概況報告書

令和７年５月３０日

２０２４年は新型コロナウイルス感染症が感染法上の５類に移行された事により、大きくニュースでは取り上げられることもなくなりましたが、依然として終息への目途はたっておりません。また同時に流行したインフルエンザの罹患者が増えているニュースの方が多く報道されていたように思われます。その原因は、コロナ禍においてはうがい、手指消毒、マスク等を徹底していましたが、５類に移行したことによりそれらが個人の判断に委ねられ、感染予防の意識が疎かになったことが一因ではないかと思われます。

世界ではロシアのウクライナ侵攻が今年２月に４年目を迎え、世界各地に滞在しているウクライナ難民は６９０万人とも言われており、変わらず主要国の緊張感を高めております。また１１月にアメリカ大統領選にて、第４７代アメリカ合衆国大統領として再選したドナルド・トランプ氏が、翌年２月にまずロシア大統領ウラジミール・プーチン氏と電話会談を行い、続けてウクライナ大統領ゼレンスキー氏ともホワイトハウスにて会談を設けましたが、依然先行きは不透明なままであります。またイスラエルの軍事作戦、パレスチナ・ガザ地区の戦闘も１年半以上が経過し、少なくとも４万人以上の命が失われている事を鑑みると、一日も早い終戦を願ってやみません。

国内においては、円安の進行・エネルギー価格の高騰をうけ、物価の上昇が顕著となり、特に食品価格の高騰が家計に影響を及ぼしています。例えば、主食である米の価格は前年から比べると約７０％前後上昇し、また近年の気候変動により青果物も例年比２倍超と大変な負担となっております。政府は備蓄している２１万トンの米を市場に放出し、米の価格高騰を抑制する施策を打ち出したので、その動向を見守るしかありません。

こうした状況のもと、本会は「法人会の基本的指針」に則り、令和６年度事業計画の諸事業を達成するため、最善の努力を傾注して参りました。

組織拡大事業は、「会員増強」の呼称を「仲間づくり」と改め、期間は通年で行うことにし、令和７年３月末現在、稼働法人数７,２２３社、会員数５,１８１社、加入率７１.７％という会員数５,０００社以上の大規模法人会の中にあって、２５年連続加入率第１位を維持することができました。

研修事業では１０月２２日に、西新井税務署より石塚伸弘署長を講師にお招きして「島根県 ～そして『税』～」と題した講演会を開催し、沢山の方にご参加を戴き盛況裡に催すことができました。

社会貢献事業では、１０月に、「第１２回恋活パーティー」を企画実施し、多くの方々に出会いの場を提供できました。また、社会貢献委員会、青年部会、女性部会が共催で「舎人公園千本桜まつり」に参加し、土日の２日間、税金クイズを大勢の方々に実施し、税に関する広報活動も行いました。

研修・厚生事業では、６月１６日に第４６回法人会研修会を実施し、長野県白樺リゾート池の平ホテルに１５７名の会員が集いました。

第４８回通常総会の決議に基づく諸事業を計画通り遂行できましたことは、偏に税務当局の適切なるご指導と、会員各位の絶大なるご協力の賜と深く感謝申し上げる次第です。

当法人会といたしましては、今後更に時代環境の要請に適合した法人会のあり方と理念を模索して参りたいと存じます。

貸借対照表

令和７年３月３１日現在

（単位：円）

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ 資産の部			
1.流動資産			
現金預金	26,056,889	30,877,860	-4,820,971
前払金	12,160	12,160	0
流動資産合計	**26,069,049**	**30,890,020**	**-4,820,971**
2.固定資産			
(1)基本財産			
定期預金	5,000,000	5,000,000	0
基本財産合計	**5,000,000**	**5,000,000**	**0**
(2)特定資産			
什器備品購入積立預金	9,000,000	9,000,000	0
建物減価償却引当預金	17,526,351	17,526,351	0
特定資産合計	**26,526,351**	**26,526,351**	**0**
(3)その他固定資産			
建物	36,507,677	40,419,301	-3,911,624
建物付属設備	4,088,837	2,578,267	1,510,570
構築物	1	1	0
什器備品	58,986	78,647	-19,661
土地	245,141,299	245,141,299	0
電話加入権	240,491	240,491	0
出資金	30,000	30,000	0
その他固定資産合計	**286,067,291**	**288,488,006**	**-2,420,715**
固定資産合計	**317,593,642**	**320,014,357**	**-2,420,715**
資産合計	**343,662,691**	**350,904,377**	**-7,241,686**

（単位：円）

科　　目	当 年 度	前 年 度	増 減
II　負債の部			
1.流動負債			
未払金	2,006,192	0	2,006,192
預り金	1,197,293	1,300,603	-103,310
未払法人税等	206,200	189,600	16,600
流動負債合計	**3,409,685**	**1,490,203**	**1,919,482**
2.固定負債			
長期借入金	17,375,082	24,306,614	-6,931,532
仮受金	70,000	70,000	0
固定負債合計	**17,445,082**	**24,376,614**	**-6,931,532**
負債合計	**20,854,767**	**25,866,817**	**-5,012,050**
III　正味財産の部			
1.基金			
基金	0	0	0
2.指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
3.一般正味財産			
(1)代替基金	0	0	0
(2)その他一般正味財産	322,807,924	325,037,560	-2,229,636
一般正味財産合計	**322,807,924**	**325,037,560**	**-2,229,636**
(うち基本財産への充当額)	**5,000,000**	**5,000,000**	**0**
(うち特定資産への充当額)	**26,526,351**	**26,526,351**	**0**
正味財産合計	**322,807,924**	**325,037,560**	**-2,229,636**
負債及び正味財産合計	**343,662,691**	**350,904,377**	**-7,241,686**

正味財産増減計算書

自 令和6年4月1日～至 令和7年3月31日

（単位:円）

科　　目	当 年 度	前 年 度	増 減
Ⅰ 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1)経常収益			
基本財産運用益	100	100	0
基本財産受取利息	100	100	0
受取会費	48,987,562	49,280,014	-292,452
一般受取会費	47,391,562	47,691,014	-299,452
部会受取会費	1,596,000	1,589,000	7,000
事業収益	21,420,186	20,983,233	436,953
研修事業収益	12,227,610	11,565,736	661,874
広告事業収益	1,168,000	1,666,000	-498,000
東京都中小企業共済手数料収益	786,217	688,160	98,057
厚生事業委託収益	1,051,430	1,123,591	-72,161
会館賃貸収益	3,068,000	2,994,000	74,000
複写機事業取扱手数料収益	781,964	796,799	-14,835
特別団体保険収益	354,305	373,307	-19,002
通信回線代行収益	125,620	128,040	-2,420
ＥＴＣ取扱手数料	1,779,600	1,647,600	132,000
スーツ取扱収益	77,440	0	77,440
受取補助金等	18,104,715	18,425,318	-320,603
受取全法連助成金	17,169,400	17,330,200	-160,800
受取東法連助成金	935,315	1,095,118	-159,803
受取負担金	4,773,407	3,059,800	1,713,607
受取負担金	4,773,407	3,059,800	1,713,607
業務委託収益	450,000	450,000	0
業務委託収益	450,000	450,000	0
雑収益	2,176,576	1,954,306	222,270
受取利息	12,522	1,392	11,130
雑収益	1,934,272	1,726,312	207,960
損保協力謝金	229,782	226,602	3,180
経　常　収　益　計	**95,912,546**	**94,152,771**	**1,759,775**
(2)経常費用			
事業費	97,935,982	96,302,267	1,633,715
給料手当	26,065,604	27,491,948	-1,426,344
福利厚生費	7,062,611	6,879,618	182,993
会議費	22,694,261	21,599,712	1,094,549
研修費	296,100	304,000	-7,900
旅費交通費	9,647,037	8,038,364	1,608,673
旅費交通費共通	932,406	824,672	107,734
通信運搬費	360,712	496,168	-135,456
共通通信運搬費	1,338,650	1,573,656	-235,006
減価償却費	4,499,523	4,497,137	2,386
消耗品費	1,651,867	2,153,786	-501,919
修繕費	2,974,963	3,834,019	-859,056
印刷製本費	3,781,247	3,005,583	775,664
水道光熱費	1,705,306	1,712,096	-6,790

（単位:円）

科　　目	当 年 度	前 年 度	増 減
賃借料	1,595,246	1,588,920	6,326
保険料	866,132	886,693	-20,561
諸謝金	441,500	460,000	-18,500
租税公課	2,113,496	2,112,121	1,375
租税公課2	1,102,700	0	1,102,700
諸会費	338,500	368,500	-30,000
支払寄付金	0	50,000	-50,000
支払利息	229,901	245,608	-15,707
委託費	1,306,210	1,986,354	-680,144
広告宣伝費	411,560	207,328	204,232
渉外費	825,980	1,013,250	-187,270
慶弔費	596,824	530,750	66,074
表彰費	904,760	643,043	261,717
リース料	1,760,440	1,641,530	118,910
新聞図書費	106,800	106,300	500
支払手数料	1,298,311	1,005,143	293,168
顧問料	990,000	990,000	0
雑費	37,335	55,968	-18,633
経　常　費　用　計	**97,935,982**	**96,302,267**	**1,633,715**
評価損益等調整前当期経常増減額	**-2,023,436**	**-2,149,496**	**126,060**
評　価　損　益　等　計	**0**	**0**	**0**
当　期　経　常　増　減　額	**-2,023,436**	**-2,149,496**	**126,060**
2.経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当　期　経　常　外　増　減　額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	**-2,023,436**	**-2,149,496**	**126,060**
法人税、住民税及び事業税	**206,200**	**189,600**	**16,600**
当期一般正味財産増減額	**-2,229,636**	**-2,339,096**	**109,460**
一般正味財産期首残高	**325,037,560**	**327,376,656**	**-2,339,096**
一般正味財産期末残高	**322,807,924**	**325,037,560**	**-2,229,636**
II　指定正味財産増減の部			
受取補助金等	17,169,400	17,330,200	-160,800
受取全法連助成金	17,169,400	17,330,200	-160,800
一般正味財産への振替額	-17,169,400	-17,330,200	160,800
一般正味財産への振替額	-17,169,400	-17,330,200	160,800
当期指定正味財産増減額	**0**	**0**	**0**
指定正味財産期首残高	**0**	**0**	**0**
指定正味財産期末残高	**0**	**0**	**0**
III　基金増減の部			
当　期　基　金　増　減　額	**0**	**0**	**0**
基　金　期　首　残　高	**0**	**0**	**0**
基　金　期　末　残　高	**0**	**0**	**0**
IV　正味財産期末残高	**322,807,924**	**325,037,560**	**-2,229,636**

財務諸表に対する注記

1．重要な会計方針

（1）固定資産の減価償却について

建物、建物付属設備、ソフトウエアについては定額法、その他の減価償却資産については定率法により償却している。

（2）消費税の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2．基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

（単位：円）

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	0	5,000,000
小計	5,000,000	0	0	5,000,000
特定資産				
什器備品購入積立預金	9,000,000	0	0	9,000,000
建物減価償却引当預金	17,526,351	0	0	17,526,351
小計	26,526,351	0	0	26,526,351
合計	31,526,351	0	0	31,526,351

3．基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

（単位：円）

科目	当期末残高	（うち指定正味財産からの充当額）	（うち一般正味財産からの充当額）	（うち負債に対応する額）
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	(5,000,000)	0
小計	5,000,000	0	(5,000,000)	0
特定資産				
什器備品購入積立預金	9,000,000	0	(9,000,000)	0
建物減価償却引当預金	17,526,351	0	(17,526,351)	0
小計	26,526,351	0	(26,526,351)	0
合計	31,526,351	0	(31,526,351)	0

4．固定資産の取得価額、減価償却累計額及び期末残高は、次のとおりである。

（単位：円）

科　　目	取 得 価 額	減価償却累計額	当 期 末 残 高
建物	118,415,054	81,907,377	36,507,677
建物付属設備	11,243,058	7,154,221	4,088,837
構築物	200,000	199,999	1
什器備品	4,068,682	4,009,696	58,986
合　　計	**133,926,794**	**93,271,293**	**40,655,501**

附属明細書

基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細については、「財務諸表に対する注記」の「2.基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載のとおりである。

令和７年度　事業計画

（事業基本方針）

当法人会は、下記の「法人会の基本的指針」に則り、納税意識の向上、会員企業経営者の一層の研鑽、地域社会への協力と貢献を図り組織と研修活動の充実等、次の重点事項を忠実に実行に移すとともに全法連、東法連、各単位会との連携を密にして、会員の為の法人会事業活動を円滑に施行する。

記

・法人会の基本的指針

法人会はよき経営者をめざすものの団体として会員の積極的な自己啓発を支援し納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展に貢献します。

（重点事項）

本年度においては、次の諸事項について重点的に施策を講ずる。

1　税務行政への協力

申告納税制度の確立に寄与するため税務当局との相互信頼関係を更に深め、会員の意見の反映を図り税務行政の円滑な運営に協力する。

2　租税負担の合理化

適正公平な税制と租税負担の合理化を図るため、税制の研究を行い、東法連、全法連を通じ、国会に対し強く要望し、その実現に努める。

3　企業経営の健全化と税知識の普及

企業経営の健全な発展と、経営合理化に資するため、研修会、説明会等を通じて経営、経理、税務の知識の普及及び情報の提供に努める。

4　組織の充実・強化

健全な納税者団体として事業の公益性を高めるため、会員の維持、拡大を図るとともに、組織の質的向上に努める。

5　支部活動の活性化

支部及び法人会活動の活性化を図るため、多様化した会員のニーズに即した研修会、懇談会等を開催し、会員企業の発展に貢献する。

6　財政基盤の確立

会財政の健全化のため、会費自動振替の充実を図る。

7　福利厚生事業の拡充

福利厚生事業の拡充に努める。

8　社会貢献活動の推進

組織力を十分に生かし、関係友誼団体との連携のもと、地域社会より信頼を得るよう、尚一層の社会貢献活動の推進を図る。

9　収益事業の推進拡大

会の財政基盤及び組織の充実強化を図るため、収益事業の推進拡大を図る。

10　法人会体制の整備

公益法人制度改革に対応するため、東法連、全法連及び単位会間の連携強化に努める。また、個人のプライバシー保護の為、個人情報の管理徹底を図る。

本　部　年間事業実施計画
（その１）

（数字は開催日日程（案））
（○は開催月予定）

		年月 回数	7/4	5	6	7	8	9	10	11	12	8/1	2	3	備　考
本部関係	通常総会	1		30											
	理事会	3					7			4				12	必要に応じ随時開催
	臨時理事会	1	25												
	正副会長会	4	25				7			4				12	必要に応じ随時開催
	常任理事会	4	25				7			4				12	〃
	監事会	1		15											
	総務正副委員長会	4	17		27				17				13		必要に応じ随時開催
	総務委員会	5	17	30	27				17				13		〃
	財務正副委員長会	5	16 18			17				14			13		〃
	財務委員会	4	18			17				14			13		〃
	組織委員会	3							○ ○	18					〃
	ブロック長会	4				24		19					2 ○		〃
	支部長会	1				24									〃
	税制研修正副委員長会	4			5		18						19	○	〃
	税制研修委員会	11			5	6～7	18	17	○	12			19	○ 8～9	〃
	広報正副委員長会	4			26			25		28			4		〃
	広報委員会	4			26			25		28			4		〃
	厚生正副委員長会	6			12		○	○				15	20	○	〃
	厚生委員会	11			12	6～7	○	○	3			15	20	○ 8～9	〃
	サービス事業正副委員長会	4			16				27			26		6	〃
	サービス事業委員会	4			16				27			26		6	〃
	社会貢献正副委員長会	6	22		3		19			27	11		16		〃
	社会貢献委員会	6	22		3		19		18	27			16		〃
部会関係	源泉部会	9	3 9		6			26	23	12			○ 6	31	〃
	役員会、幹事会	10	9		6	4		12 26	22			23	6 26	13	〃
	青年部会	21	7・11 21	11 27	27-28	1	29	18-22	○	○ 20-21	○	○	○		〃
	役員会、幹事会	4			○		○				○			○	〃
	女性部会	12	15 28					○ 18		○○ ○		○	○ ○	○ ○	〃
	役員会、幹事会	6	14		○	○		○			○			31	〃

本　部　年間事業実施計画
（その２）

		年月 回数	7/4	5	6	7	8	9	10	11	12	8/1	2	3	備　考
その他	第４７回研修会	2												8～9	福島県
	法人会報発行	4		20				5		5		13			４回発行
	ほうじん配布	4		20				5		5		13			季刊誌
	決算法人説明会	6	10		12		5		16		11		5		
	新設法人説明会	3				17				20				5	
	健康診断	9					20~26					20~23			法人会館
	年末調整説明会	1								○					
	講演会（共催含）	1								○					
	交通安全協会講習会	1							○						未定
	法人税法研修会	3	○		○								○		必要に応じ随時開催

※健康診断は平日開催予定

令和7年度 収支予算
正味財産増減予算書

自 令和7年4月1日～至 令和8年3月31日

（単位:円）

科　　目	実施事業等会計（公益目的事業）	その他事業（会員関連）	法人会計	合　計	備考
Ⅰ　一般正味財産増減の部					
1．経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用収益					
基本財産受取利息	0	0	1,000	1,000	
受取会費					
一般受取会費	0	0	48,000,000	48,000,000	
部会受取会費	0	0	1,700,000	1,700,000	
事業収益					
研修事業収益	12,100,000	0	0	12,100,000	
広告収益	1,600,000	0	0	1,600,000	
東京都中小企業共済手数料収益	0	800,000	0	800,000	
特別団体保険収益	0	400,000	0	400,000	
厚生事業委託収益	0	1,000,000	0	1,000,000	
会館賃貸収益	0	3,000,000	0	3,000,000	
複写機事業取扱手数料収益	0	900,000	0	900,000	
通信回線代行収益	0	100,000	0	100,000	
ＥＴＣ取扱手数料収益	0	1,800,000	0	1,800,000	
スーツ取扱収益	0	100,000	0	100,000	
受取補助金					
全法連受取助成金	16,937,300	0	500,000	17,437,300	
東法連受取助成金	0	0	700,000	700,000	
受取負担金					
受取負担金	210,000	1,070,000	1,600,000	2,880,000	
業務委託収益					
業務委託収益	0	0	500,000	500,000	
雑収益					
損保協力謝金	0	200,000	0	200,000	
受取利息	0	0	5,000	5,000	
雑収益	0	0	2,000,000	2,000,000	
経　常　収　益　計	**30,847,300**	**9,370,000**	**55,006,000**	**95,223,300**	
(2) 経常費用					
給料手当	18,174,000	2,938,000	4,888,000	26,000,000	従事比率
福利厚生費	4,194,000	678,000	1,128,000	6,000,000	従事比率
会議費	8,700,000	2,800,000	3,000,000	14,500,000	
渉外費	500,000	20,000	680,000	1,200,000	
表彰費	0	0	1,700,000	1,700,000	
研修費	100,000	0	200,000	300,000	

（単位:円）

科　　目	実施事業等会計（公益目的事業）	その他事業（会員関連）	法人会計	合　計	備考
旅費交通費	8,000,000	0	500,000	8,500,000	
旅費交通費(共通費)	622,110	100,570	167,320	890,000	従事比率
通信運搬費	300,000	0	700,000	1,000,000	
通信運搬費(共通費)	1,118,400	180,800	300,800	1,600,000	従事比率
減価償却費	3,844,500	621,500	1,034,000	5,500,000	従事比率
消耗品費	1,398,000	226,000	376,000	2,000,000	従事比率
修繕費	2,097,000	339,000	564,000	3,000,000	従事比率
印刷製本費	3,210,000	10,000	1,680,000	4,900,000	
水道光熱費	1,398,000	226,000	376,000	2,000,000	従事比率
リース料	1,607,700	259,900	432,400	2,300,000	従事比率
保険料	559,200	90,400	150,400	800,000	従事比率
諸謝金	550,000	0	100,000	650,000	
顧問料	0	0	950,000	950,000	
租税公課(固定資産税など)	1,328,100	214,700	357,200	1,900,000	従事比率
租税公課(消費税)	299,200	542,300	8,500	850,000	収入割合
新聞図書費	40,000	0	60,000	100,000	
広告宣伝費	490,000	0	160,000	650,000	
支払手数料	0	160,000	1,000,000	1,160,000	
諸会費	0	60,000	300,000	360,000	
支払利息	0	0	650,000	650,000	
賃借料	1,118,400	180,800	300,800	1,600,000	従事比率
委託費	2,000,000	50,000	50,000	2,100,000	
慶弔費	0	440,000	600,000	1,040,000	
雑費	0	0	300,000	300,000	
経　常　費　用　計	**61,648,610**	**10,137,970**	**22,713,420**	**94,500,000**	
当　期　経　常　増　減　額	**-30,801,310**	**-767,970**	**32,292,580**	**723,300**	
2．経常外増減の部					
経常外費用計				150,000	
当期経常外増減額				-150,000	
租税公課(法人税など)				150,000	
他会計振替額	30,801,310	767,970	-32,292,580	-723,300	
当期一般正味財産増減額				573,300	
一般正味財産期首残高				322,807,924	
一般正味財産期末残高				323,381,224	
II　指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額				0	
指定正味財産期首残高				0	
指定正味財産期末残高				0	
III　正味財産期末残高				323,381,224	